

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の景気は堅調で企業収益は史上最高に迫り、消費税増税の影響も反動減対策の軽減税率の効果によって個人消費への影響は限定的です。しかし、地域経済の担い手である区内の中小企業や小規模事業者の業況は、雇用不安、金融事情、後継者不足等により継続的な事業の展開が不透明であるなど、依然として厳しい状況にあります。

また、都心部ではマンション・オフィス需要が引き続き高く、建設用地を確保するための開発が活発になっています。

このような背景から、千代田区における固定資産の評価額は非常に高い水準が続き、固定資産税の負担が、区民の事業継続の大きな障害になっています。

他地域に比べて重い税負担が続く中でも安心して生活し、働き、次代に未来を託し、住み続けたいと願う区民の負担軽減を求める声には切実なものがあり、固定資産税等の大幅減税が求められています。

東京都では、昭和63年度以降、独自に小規模住宅用地に係る都市計画税の2分の1軽減措置を、平成14年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置を、また平成17年度より負担水準の上限が65%を超える商業地等については固定資産税・都市計画税の軽減措置など、地方税法において一定の範囲で地方自治体に認められる裁量を最大限活用するなど、独自の様々な特例措置を講じられてきたところです。

千代田区では、長年にわたり、区民、町会、区内事業者の皆さんと一体となって、固定資産税の大幅減税を要望してまいりました。しかしながら、依然として大都市圏である特別区は地価水準が高いため、住宅コストだけでなく、税負担も大きくなっています。こうしたことから、住宅用地の特例率の縮小及び商業地等の据え置きゾーン下限の引き上げや特例廃止が行われた場合、区民及び中小企業・小規模事業者に与える経済的、心理的影響は計り知れないものがあります。

よって、千代田区議会は東京都に対し納税者が納得できる税額となるよう、国に対して固定資産税の大幅減税措置を働きかけるとともに、下記の事項について強く求めるものです。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和2年度以後も継続すること
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和2年度以後も継続すること
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和2年度以後も継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月12日

千代田区議会議長 小林 たかや

東京都知事 小池 百合子 殿